

別紙 1

埼玉県保育士等キャリアアップ研修講師基準（指定研修実施機関）

指定研修実施機関が実施する埼玉県保育士等キャリアアップ研修の講師は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 当該分野あるいは類似分野を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす）
- (2) 認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、地域型保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業において、保育士、家庭的保育者、利用者支援専門員等として3年以上の勤務経験があり、かつ、園長や主任保育士などリーダー的立場の経験を有する者であって、当該分野について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者
- (3) 当該分野に関する十分な知識及び経験を有する看護師、保健師
- (4) 当該分野について、埼玉県が実施又は指定した保育士等キャリアアップ研修の講師経験を有する者
- (5) その他当該分野に精通している者

※ 原則として、「その他当該分野に精通している者」以外の要件を満たす者を講師として申請すること。やむを得ず「その他当該分野に精通している者」を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。